明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三六）　一

〔告　示〕
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（農林水産七二四）　四
○建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件の一部を改正する告示（国土交通四七三）　五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
企業年金基金合併及び名称変更、司法書士名簿登録等、弁理士登録、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分・裁決関係　三

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省令第三十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月十一日

農林水産大臣　金子原二郎